

各 地方機関の長
各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

原議保存期間	20年(令和26年3月31日まで)
有効期間	一種

警察庁丙交企発第7号
令和6年1月31日
警察庁交通局長

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について（通達）

令和5年6月13日に公布されたデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号。以下「改正法」という。）については、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和5年政令第284号）により、令和6年4月1日から施行されることとなった。

また、改正法の施行に伴い、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係政令等の整備に関する政令（令和5年政令第315号）が令和5年11月6日に、古物営業法施行規則及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和6年国家公安委員会規則第2号）及び国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（令和6年国家公安委員会規則・国土交通省令第1号）が本日公布され、令和6年4月1日から施行されることとなった。

今回の改正の趣旨、内容及び留意事項は別紙のとおりであるので、改正規定が円滑かつ適切に施行されるよう、事務処理上遺漏のないようにされたい。

別紙

(凡例)

- 「改正法」 : デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）
- 「旧法」 : 改正法による改正前の自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）
- 「法」 : 改正法による改正後の自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
- 「改正令」 : デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係政令等の整備に関する政令（令和5年政令第315号）
- 「令」 : 改正令による改正後の自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号）
- 「改正規則」 : 古物営業法施行規則及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和6年国家公安委員会規則第2号）
- 「規則」 : 改正規則による改正後の国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号）
- 「命令」 : 国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（令和6年国家公安委員会規則・国土交通省令第1号）

第1 趣旨

自動車運転代行業を営もうとする者は、欠格事由に該当しないことについて、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の認定を受けなければならないこととされており、旧法上、公安委員会は、認定を受けようとする者が欠格事由のいずれにも該当しないと認めたときは、認定をし、当該者に対してその旨を通知した上で、認定証を交付することとされているほか、認定を受けた自動車運転代行業者（以下「自動車運転代行業者」という。）は、認定証を主たる営業所の見やすい場所に掲示しなければならないこととされていた。

他方で、情報通信技術の進展とインターネットの普及により、国民生活におけるインターネットの活用は日常的なものとなっているにもかかわらず、旧法では、営業所における認定証の掲示のみを義務付けていることから、利用者は、利用しようとしている事業者が自動車運転代行業者か否かをインターネット上では判断することができない状況であり、利用者保護の観点からは適当でないと認められた。

そこで、利用者が営業所に赴かずとも、インターネット上で自動車運転代行業者か否かを判断することができるよう措置するため、所要の規定を整備することとした。

第2 内容

1 改正法

- (1) 認定証は、それ自体をインターネット上に掲載することが困難であることから廃止することとし、それに代わるものとして、必要事項を記載した、認定を受け

たことを示す国家公安委員規則で定める様式の標識（以下「標識」という。）を設けることとした。標識については、主たる営業所の見やすい場所に掲示するとともに、事業の規模が著しく小さいなどの一定の場合を除き、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならないこととした（法第6条第1項）。

- (2) 自動車運転代行業者以外の者は、標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならないこととした（法第6条第2項）。
- (3) 自動車運転代行業者は、自動車運転代行業を廃止したときは、遅滞なく、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、その旨を記載した届出書を提出しなければならないこととした（法第9条第1項）。
- (4) 自動車運転代行業者は、利用者から收受する料金（以下「料金」という。）について、営業所において利用者に見やすいように掲示するとともに、事業の規模が著しく小さいなどの一定の場合を除き、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした（法第11条）。
- (5) 自動車運転代行業者は、自動車運転代行業約款（以下「約款」という。）を定め、又は変更したときは、事業の規模が著しく小さいなどの一定の場合を除き、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした（法第13条第5項）。

2 改正令

- (1) 自動車運転代行業に係る営業の停止の基準に関し、標識、料金及び約款の掲示等義務違反（法第6条第1項、第11条及び第13条第5項違反）によって付される点数を定めたほか、認定証の再交付を受けた場合において、亡失した認定証を発見し、又は回復したときの認定証の返納義務違反（旧法第9条第1項違反）を点数が付される行為から削除した（令第5条第1項第1号ハ）。
- (2) 認定証の再交付（旧法第5条第5項）及び認定証の書換え（旧法第8条第3項）に係る手数料の標準に関する規定を削除した（地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）本則の表106の項）。

3 改正規則

- (1) 標識の様式を定めた（規則第6条・別記様式第2号）。
- (2) 公衆の閲覧は、自動車運転代行業者のウェブサイトへの掲載により行うこととした（規則第7条）。
- (3) 廃業等の届出は、廃止の事由が発生した日から10日以内に、廃業等届出書により行わなければならないこととした（規則第10条・別記様式第4号）。

4 命令

自動車運転代行業者のうち、随伴用自動車の台数が1台以下である場合、又は当該自動車運転代行業者が管理するウェブサイトを有していない場合のいずれかに該当する者については、公衆の閲覧に供する義務を適用しないこととした（命令第1号及び第2号）。

5 経過措置

- (1) 施行前にした行為を理由とする自動車運転代行業の停止の命令（法第23条第1項又は第25条第2項第2号）については、なお従前の例によることとした（改正法附則第4条）。
- (2) 施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした（改正法附則第6条）。
- (3) 施行前にした行為に付する営業の停止の基準（令第5条）に係る点数については、なお従前の例によることとした（改正令附則第2項）
- (4) 改正規則による改正前の様式（別記様式第2号を除く。以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、改正規則による改正後の様式によるものとみなすこととした（改正規則附則第2条第1項）。
- (5) 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとした（改正規則附則第2条第2項）。

第3 留意事項

改正法の附帯決議において、「警備業、自動車運転代行業及び探偵業に関する認定証や届出証明書の廃止に当たっては、認定を受けた事業者や届出をした事業者の信用性を担保するとともに、消費者トラブルを防止するため、必要な対策を講ずること。」とされていることから、自動車運転代行業者の信用性を担保するため、都道府県警察のウェブサイトにおいて自動車運転代行業者の一覧を公表することとするので、遺漏なきよう対応すること。

また、施行後においても、引き続き、自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保するため、認定を受けずに自動車運転代行業を営んでいる者に対する取締り等をより一層推進すること。

(参考資料)

- デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）の官報の写し及び新旧対照条文（抄）
- デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和5年政令第284号）の官報の写し
- デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係政令等の整備に関する政令（令和5年政令第315号）の官報の写し及び新旧対照条文（抄）
- 古物営業法施行規則及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和6年国家公安委員会規則第2号）の官報の写し
- 国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（令和6年国家公安委員会規則・国土交通省令第1号）の官報の写し